

8月定期総会 会議録

会議の開催日時 令和5年8月10日(木) 13時30分～15時30分

会議の開催場所 彦根市役所 5階 5-1・5-2会議室

会議の内容 議第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請  
議第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請  
議第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請  
議第30号 彦根市農用地利用集積計画(案)  
議第31号 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)

出席農業委員は下記のとおり

1 大西 太郎	11 澤田 勘一(副会長)
2 辻 宏(Bブロック長)	12 中川 嘉和
3 田中 金二(会長)	13 辻野 久和(Aブロック長)
4 高田 克己	14 田附 隆司
5 吉岡 巳津夫	15 林 敏
6 北村 文尾	16 濱村 功
7 伴 孝子(副会長)	17 疋田 菜穂子
8 北川 悟	18 西川 末美
9 小林 爲夫	19 月田 晴男
10 松宮 秀治(Cブロック長)	

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

2 田中 徳男 3 柴田 利治 10 面田 忠彦  
11 富江 文弘

欠席した農業委員は下記のとおり。

欠席なし

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局長 林 達也 次長 大村 敏男 係長 竹中 基史  
主任 八木 貴大

議案の説明のために出席した農林水産課の職員は下記のとおり。

主事 大橋 和史

当日の記録係

係長 竹中 基史

○ 議長（田中 金二）

定刻となりましたので、ただいまから8月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

（ 会長挨拶 ）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

1 番 長崎 作藏 推進委員

1 3 番 中嶋 三次 推進委員

1 4 番 杉本 久夫 推進委員、

2 1 番 百々 明雄 推進委員

から欠席の報告がされております。

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

2 田中 徳男 3 柴田 利治 1 0 西田 忠彦

1 1 富江 文弘

に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。4 番 高田 克己委員、5 番 吉岡 巳津夫委員をお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

（ 会長経過報告 ）

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を8月4日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 大西 太郎委員

（ 現地調査立会報告 ）

○ 議長（田中 金二）

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

議第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

議第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

議第30号 彦根市農用地利用集積計画（案）

議第31号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）

でございます。

○ 議長（田中 金二）

### 【3条申請審議】

それでは、議第27号農地法第3条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

#### 3条 1番案件

所有権の移転の1番案件の申請地は、市街化区域内の農地です。

こちらの農地の場所は、東海道新幹線の東側で、旭森乳児保育園の南方、芹川沿い北側に広がる農地の一団の中に位置します。

譲渡人の●●さんは、後継者が不在であること、一方、譲受人の●●さんは、農業をしている父とともに規模拡大を考えていたことから話がまとまりました。

譲受人である●●さんの父が自作する田があり、20年以上の農作業歴があります。これまでから譲受人の●●さん自身も2年の農作業歴があり、今回、父とともに水稻耕作をされます。

常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんし、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われれます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について高田 克己 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 高田 克己 委員

耕作もされており問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

**3条 2番案件**

所有権の移転の2番案件の申請地は、市街化区域内の農地です。

こちらの農地の場所は、先ほど1番案件と同じ農地の一団の北西に位置します。

今回、譲渡人は高齢者のため耕作の規模縮小をしたいと思っていたところ、周辺で耕作しており規模拡大をしたい譲受人との間で売買の話がまとまり申請に至りました。

譲受人の●●さんは先ほどご説明したとおり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんが、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について高田 克己 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 高田 克己 委員

適正管理されており問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、3番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

**3条 3番案件**

所有権移転の3番案件です。農業振興地域の白地エリアの農地です。賀田山町西交差点から南へ、若林自動車工業前を通過し200m行った、道路沿いの農地です。

地番●●は田の一部であり水稻の作付けがされており、地番●●は地番●●の南側に位置し防草シートが敷いてありそれぞれ適切に管理されております。

申請地、地番●●と隣接地、地番●●は2筆で1区画の田を形成しております。隣接地、地番●●の所有者は今回の譲受人である●●さんであり、申請地、地番●●が3条許可にて●●さんから●●さんに移転されますと●●さんが1区画の田を全て自作地として耕作できるようになります。

●●さんは農作業歴も30年以上あり、家族で耕作をされておられ、トラクターやコンバインなどの農機具も保有されておられます。常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんし、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、何かコメントがあればお願いします。

○ 田中 金二 会長

事務局からの説明のとおり問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

**3条 4番案件**

所有権移転の4番案件です。農業振興地域の白地エリアの農地です。

場所は松原町お浜御殿北の特別養護老人ホーム千松の郷の北側に位置する農地です。

申請地の畑には、既に野菜が作付けされており適切に管理されております。

譲受人の●●さん、●●さんにはそれぞれ農業をする後継者はおらず、今回、申請地両筆に隣接する特別養護老人ホーム●●の理事長でもある●●さんが申請地で収穫する新鮮な野菜を老人ホームの入居者の方々にも食べてもらいたいという思いから売買と話がまとまりました。

●●さんの住所地は日野町ではありますが、日々、松原町の老人ホームを訪れ長年にわたり彦根市を生活拠点とされていることから通作用件についても問題ないかと思ひます。

また、●●さんは十数年以上前から日野において、株式会社●●を運営されており農業経営において精通されておりますことから常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんし、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長（田中 金二）

濱村 功 委員、何かコメントがあればお願ひします。

○ 濱村 功 委員

申請者は、申請地に隣接する特別養護老人ホーム●●の理事長でもある●●さんであり、申請地で収穫した野菜は施設利用者に提供もするとのことなら、施設との一体利用として5条申請ではないのか。

また、日野町から通作距離の基準となる30km以上も超えているが事務局の見解は。

○ 事務局（竹中 係長）

申請地での利用が今後も農業であることから5条申請でなく3条申請が適切であると考えます。

通作距離要件については、申請者は日々松原町の特別養護老人ホームに通い彦根市を拠点にしていることを鑑みて問題ないものと考えます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませぬか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、5番目の案件の説明をお願ひします。

○ 事務局（竹中 係長）

**3条 5番案件**

所有権移転の5番案件です。農業振興地域の青地エリアの農地です。

●●さんは、申請地において20年間ぶどう園を管理してきましたが高齢により続けることが難しく、また身近に後継者もないことから新たな後継者を探していたところ、●●さんが障がい者の就労支援としてぶどう園を引き受けたいとして話があり●●さんもその事業理念に共感されたことから売買の話がまとまりました。

理事長の矩さんは、約40年にわたり彦根市内において地蔵町にある高齢者介護施設で障がい

者の就労支援を行う、株式会社●●さんを運営するなど医療福祉分野の経営に携わってきました。

障がい者の就労支援に携わる中で自然と触れ合うことは心身ともに健康的でよい影響があることを改めて実感し農副連携の可能性を追求する中で今回、譲渡人、●●さんのぶどう園を引き継ぐことになりました。

本来、耕作目的で農地の所有権を取得できる法人は、農地所有適格法人に限られています。ただし、農地法3条例外規定として耕作を目的とせず、教育、医療または社会福祉事業その他営利を目的としない法人が申請地を当該法人の目的に係る業務の運営に必要と認められる場合、通常の取得要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件は外れることになり、例外的に農地の取得が認められることとなります。

審査すべき内容としては、1点目、例外規定の主体が、本件の場合、「営利を目的としない法人」かどうか。2点目、申請地の利用が障がい者の就労支援の一環として農地として適正に使用されるかという点になります。

1点目の申請主体の要件確認については、譲受人の●●さんが、定款において「営利を目的としない法人、NPO法人である旨」および「農業体験を通じた障がい者の自立のための就労支援」が事業目的に定められており、例外規定に定める申請対象であることを確認しています。

また、2点目、申請地の利用が障がい者の就労支援の一環として農地として適正に使用されるかどうかについて、障がい者の自立のための就労支援としてぶどう園では、障がいの重度や体力などによっても作業内容は異なりますが、障がい者の方々は剪定補助、除草、袋掛け、収穫などの作業を行います。その他日常管理については、当該ぶどう園で過去7年間従事していた者、および他の農業法人で就労経験のある者が作業員として就業します。さらに、栽培の技術的な指導や販売技能については、譲渡人、●●さんから助言を受けられるよう●●さんと委託契約を結んでおりアドバイスを受けながら栽培していく計画です。

先ほどもご説明したとおり例外規定にて地域調和要件は外れておりますが、譲受人の意向としても周囲の農地に影響がないよう地域の理解も得ながら、協力して実施していきたいとの思いもあることから、地元の農業関係者の同意書も得ていただいております。

ご参考に、同様の3条申請例外規定での許可事例についてご紹介させていただきます。令和元年度、岐阜県羽島市農業委員会において、社会福祉法人による農地賃貸借の事例があり、障がい者の方々が植え付けや収穫体験を行う目的で申請され、「社会福祉事業として、適切に農地が利用されるか」という部分が議論され許可されたものです。以上、事務局からの説明になります。ご審議のほどお願いします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について西田 忠彦 推進委員、田附 隆司 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 西田 忠彦 推進委員

事務局からの説明したとおり問題はございません。

○ 田附 隆司 委員

現在、譲渡人の●●さんも日々申請地に赴き栽培指導していることから適正管理してもらえるものと考えています。問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

#### 【4条申請審議】

続きまして、

議第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

#### 4条 1番案件

4条転用の1番案件です。本件は顛末案件となります。転用目的は住宅用地です。

申請地は、平成4年7月に父である亡・●●さんが●●の住宅を建設した際に、駐車場・進入路として埋め立てられており、平成24年にこちらの●●に申請者に自宅を建築する際の自宅敷地の一部として利用されてきました。先年、相続をされた際に、申請地について農地法の許可が得られていないことが判明していたため、申請をされたものです。

申請地は河瀬駅東口から南へ600mほどの道沿い、呉羽テックの向かい側にありまして、農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、インフラ、学校、医療施設等、周囲の公益的施設の整備状況から、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、現況のまま住宅用地として利用されます。

周辺農地への被害防除措置等についてですが、敷地内外には住宅建設時の排水路があり、敷地周囲も擁壁および側溝がありますので、雨水排水については問題ありません。隣地からの同意も取れています。土地改良区の意見書の他、顛末書についても添付があり、今後は農地法を遵守する旨誓約をいただいております。以上より、一般基準につきましても問題ないものと思われま

以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について田中 徳男 推進委員、北川 悟 委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 田中 徳男 推進委員

問題はありません。

○ 北川 悟 委員

事務局からの説明したとおり問題はありません。

○ 中川 嘉和 委員

違反転用の場合、原状復旧させるための基準はあるのか。

○ 事務局（竹中 係長）

基準はないが、違反転用の場合は原則現状復旧となる。当然、現状復旧させるかどうかの判断は、定期総会において農業委員の合議による現状復旧させる判断も可能です。

○ 議長（田中 金二）

ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。

#### 【5条申請審議】

続きまして、

議第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

#### 5条 1番案件

先に開発案件とは何かという話をさせていただきます。先日の研修会でも少し触れさせていただいたのですが、転用目的によっては農地法以外の法制度による許認可が必要な場合があります。

今回はその中でも定期総会に挙がる一番多いパターンでして、土地を造成したうえでその土地の上に住宅を建築するというものです。この場合、都市計画法第29条開発許可が必要です。片方の許可だけを取って工事着工とならないよう農水省と国交省の申し合わせにより、都市計画法第29条開発許可が必要な案件の場合、許可日を同日に合わせることでなっています。このため定期総会で許可となった案件の許可日は通常、総会開催日となるのですが、開発案件は総会后開発許可の担当者と調整を行い、遅い日付が許可日となります。

転用目的は自己用住宅で、贈与による所有権の移転を伴います。

譲受人夫婦は現在妻の実家でご両親と同居をされていますが、家族が多く家が手狭になってきたことから、妻の父親が所有する農地に自分たちの住宅を新築したいとして、申請されたものです。

申請地は、荒神山通り沿い、城陽幼稚園のある交差点から北東に100mほどに位置する、農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としまして、全体を住宅敷地として利用されます。周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、●●奥になる●●の田の素掘り排水路となる部分には擁壁を設置し、奥はCBブロックおよび法面とされます。雨水排水については敷地内に排水路を設置し前面道路の側溝に放流となります。また隣接農地の●●と●●も妻の父親である譲渡人名義となっており、同意については問題ありません。

次に申請目的実現の確実性につきましては、資金計画としまして、工事見積書と住宅ローンの事前審査結果を添付いただいております、資金面の問題がないことを確認しております。その他、土地改良区の意見書等必要書類の添付も整っています。

これらのことから、一般基準につきましても問題ないものと思われまます。説明は以上でございます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について柴田 利治 推進委員、辻 宏 委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 柴田 利治 推進委員  
特に問題ありません。

○ 辻 宏 委員  
問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 主任）

**5条 2番案件**

転用目的は自己用住宅で、使用貸借での使用収益権の移転となります。

借人夫婦は、現在の父親と同居されていますが、自宅の老朽化が進んでいることから、今後30～40年先のことを考え、妻である貸人所有の土地に新たに自宅を新築したいとして、申請されたものです。申請地は、普光寺町集落の南端に位置する、農振白地の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としまして、土地全体を住宅用地として使用されます。周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、申請地は宅地と道路にのみ接しており、隣接農地はなく、問題ありません。

次に申請目的実現の確実性につきましては、資金計画としまして、工事見積書と住宅ローンの事前審査結果および通帳の写しを添付いただいております。資金面の問題がないことを確認しております。その他、土地改良区の意見書等必要書類の添付も整っています。これらのことから、一般基準につきましても問題ないものと思われまます。

あと補足となりますが、借人と貸人はご夫婦です。妻の農地を転用して家を建てるのに、夫婦で貸し借りの許可を得るとするのは違和感を持つ方もいらっしゃるかと思います。転用のルールのひとつとして、建物の建築を目的として転用許可を取るならば、建築物の実際の使用者でなければなりません。つまり開発許可、建築確認申請、完成後の建物名義まで、転用する受人でないといけません。地面の許可と建物名義を合わせる必要があるということです。今回、上物は夫の単独名義を予定していましたので、妻が4条許可、権利移動を伴わない許可を取ってしまうと、下は妻、上は夫となり、ルールと整合性が取れなくなりますし、上物を妻名義にすると今度は住宅ローン等金銭面での問題が発生します。このため、あえて夫婦間で5条許可を取ることで、整合性を取ったということになります。

説明は以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について<sup>とみえ</sup>富江 <sup>ふみひろ</sup>文弘 推進委員、<sup>たづけ</sup>田附 <sup>たかし</sup>隆司 委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 富江 文弘 推進委員  
特に問題はありません。

○ 田附 隆司 委員  
事務局からの説明のとおり問題はありません。

○ 議長（田中 金二）  
ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）  
異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。それでは、3番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

**5条 3番案件**

転用目的は農家住宅で、使用貸借での使用収益権の移転となります。

借人の●●さんは現在、両親・兄弟と同居していらっしゃいますが、結婚を機に、貸人である父が所有する土地に農家住宅を新築したいとして、申請されたものです。

申請地は、湖岸道路の薩摩町信号から北西に200m程の距離、薩摩町集落内に位置する、農振白地の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としまして、平成4年に転用許可が取れている●●と申請費を合わせた土地全体を、住宅用地として利用されます。周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、雨水は敷地内排水路から前面道路側溝への放流となります。隣地同意についても取れております。

申請目的実現の確実性につきましては、資金計画として、見積書と住宅ローンの仮審査結果を添付いただいております。資金面の問題がないことを確認しております。

他土地改良区意見書他必要な書類の添付も問題ないことから、一般基準につきましても問題ないものと思われます。

また1、2番案件同様に、今回も住宅を新築したいという許可案件なのですが、今回は都市計画法29条開発許可と同時許可する、開発案件ではありません。それはなぜかという農家住宅での転用に該当するからです。

農家住宅とは、農業者が自己の居住の用に供するための住宅と定義され、非農家の住宅と区別されています。明確に区別するため、農家住宅に対し、一般住宅と表現する場合があります。農家住宅の場合、法29条開発許可を取る必要が無く、住宅新築に係る手間が軽減されるといったメリットがあります。

農家住宅で定義する農業者とは複数あり、例えば過去3年以上10a以上の農地を自ら耕作している等です。今回申請された●●さんはフクハラファームにお勤めですが、農業者の定義には、農業の業務に従事する日数が年間180日以上かつ農業従事による所得が年間所得の半分以上というのがあり、これに該当するため、農家住宅を建てられる農業者として認定できます。では説明に戻ります。

農家住宅の要件を満たす確認書類として、就労証明、所得証明、源泉徴収票の写しをご提出していただいています。また、既存の建物については、両親兄弟が引き続き利用されます。これらことから、農家住宅の要件を満たしていることを確認しております。説明は以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について月田 晴男 委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 月田 晴男 委員

申請者はフクハラファームに実際に雇用され農業に従事しており、問題はありません。

○濱村 功 委員

転用後の申請者による事業完成まで追跡することが重要かと思う。

○西川 末美 委員

転用後、申請の目的どおりに事業完成されたかどうかの進捗状況を把握できるチェック体制を整える必要があるのではないかと。

○ 事務局（八木 貴大）

今後の課題とします。

○ 議長（田中 金二）

本件について、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件については許可とします。推進委員の皆さんは退席されて結構です。ご苦労さまでした。

－ 推進委員退室 －

－ 農林水産課職員入室 －

続きまして、議第30号 彦根市農用地利用集積計画（案）を議題として取り上げます。農林水産課より説明をお願いします。

○ 事務局（大橋 主事）

（ 彦根市農用地利用集積計画（案）を読み上げ ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

ただいまの彦根市農用地利用集積計画（案）は異議なく承認するというので、市長に報告いたしますので、ご了承願います。

続きまして、議第31号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）を議題として取り上げます。農林水産課より説明をお願いします。

○ 事務局（大橋 主事）

（ 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）を読み上げ ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

ただいまの彦根市農用地利用集積等促進計画（案）は、原案のとおり市長に報告いたしますので、ご了承願います。

農林水産課の職員さんは退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

－ 農林水産課職員退室 －

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

報告第23号 農地法第3条の3の規定による届出報告 今月は7件 面積は32,629.91㎡です。

報告第24号農地賃貸借の解約通知報告 今月は2件 面積は2,903㎡です。

以上です

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

局専報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出報告です。今月は10件 面積は2,552㎡です。4条はありませんでした。以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。無いようですので、それでは、慎重に審議いただきありがとうございます。これもちまして、8月定期総会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。